

平成24年度税制等改正要望書 重点事項

T K C 全国政経研究会

1. 消費税を引き上げる場合には、複数税率及びインボイス方式は採用せず、帳簿方式を採用することとする。【要望書項目番号 19】

国と地方の行財政改革を徹底しても、最低限のプライマリーバランスに必要な財源として消費税率を引き上げざるを得ないと考えますが、その場合でも、複数税率及びインボイス方式は採用せず、引き続き帳簿方式を採用すべきと考える。

OECD 各国の中で、帳簿方式を採用している国はわが国だけである。わが国中小企業の記帳レベルは諸外国と比較して最も高く、この記帳レベルの基盤によって帳簿方式が成り立っている。一方、諸外国はわが国と比較して中小企業の記帳レベルが低いためにインボイス方式を採用せざるを得ない現状がある。インボイス方式を採用する諸外国においては、インボイスの不正発行による脱税問題も発生しており、インボイスが、あたかも消費税額を正確に捕捉できる万能ツールであるかのような認識は明らかに誤りである。

また、平成元年の消費税導入以来、20 数年にわたって帳簿方式が浸透している中、取引発生の都度に発行しなくてはならないインボイスを、帳簿に追加して義務づけることは、中小企業に過度な事務負担を強いることになり望ましくないと考える。

消費税は、一般にいわれている程の逆進性はなく、比例税であって、それぞれの消費者の経済力を正確に反映している。仮に複数税率を採用しても、高所得者と低所得者の間で食料品の支出割合の差が小さく、食料品への軽減税率の採用は、高所得者の負担の方が大きく軽減される。また、税度の簡素化、経済活動に対する中立性の確保、事業者の事務負担の軽減、税務執行コストの観点からも単一税率が望ましいと考える。

2. 決算書の信頼性を重視した融資姿勢を拡充するため、ドイツ信用制度法に倣い、以下の仕組みを構築すべきである。【要望書項目番号 51】

- (1) 金融機関が一定額以上の融資をする場合には、融資先にその作成責任が経営者にあることを確認した上での決算書の提出義務を課す。
- (2) 金融機関が一定額以上の融資をするには、職業会計人(税理士、公認会計士)による決算書に対する一定の保証を義務づける。この場合、「一定の保証」には、会計参与・税理士法第 33 条の 2 による書面添付(決算申告確認書)を含むものとする。

金融庁が平成 23 年 5 月 16 日に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正を公表し、地域密着型金融の推進における税理士の役割を例示したところであるが、ドイツ信用制度法に倣った仕組みをさらに講じることにより中小企業の決算書の信頼性を高め、地域密着型金融を円滑に推進することができる。

3. 社会保障・税に関わる番号制度の導入【要望書項目番号 1】

プライバシー保護に留意しながら、社会保障・税に関わる番号制度を採用すべきである。これにより、所得・資産課税の適正化、税務行政の効率化を図り、併せて電子申告、e-コマース等にも対処し、また、外国人労働者の完全把握等にも資することになり、課税の公平を期することができるかと考える。

4 . 中小企業活性化対策税制【要望書項目番号 3】

近時の経済情勢に鑑み、特にわが国経済の基盤をなす中小企業活性化のために、例えば以下のような制度を盛り込んだパッケージ税制を設けるべきである。

- (1) 起業、創業支援のため、新たに事業を始めた場合（いわゆる法人成りを除く）には、当初 2 年間は、通常の所得税、法人税の 2 分の 1 課税とする。
- (2) 過疎地域に工場等を進出した場合には、投資額相当額に達するまでの所得金額につき、例えば当初 5 年間等に限り通常の所得税、法人税の 2 分の 1 課税とする。

5 . 少額減価償却資産の損金算入の特例制度を恒久化【要望書項目番号 7】

中小零細企業の活性化に資し、複雑な減価償却制度を簡素化する必要があるため、個人事業者及び中小企業の 30 万円未満の少額減価償却資産の損金算入の特例制度を恒久的措置とし、一括償却制度を廃止する。

6 . 法人の交際費課税の特例制度の停止【要望書項目番号 16】

景気回復が本格化するまでの間、法人の交際費課税の特例制度を停止する。昨今の不景気の影響で、企業の交際費支出も自粛されている。交際費課税の特例制度を暫定的に停止し、企業が支出する交際費課税を緩和することにより、消費の拡大効果が期待され、景気刺激策になる。

7 . 青色申告事業者の純損失及び青色申告法人の欠損金の繰越控除の適用期間の延長【要望書項目番号 4】

青色申告事業者の純損失及び青色申告法人の欠損金の繰越控除の適用期間を、アメリカ 20 年、イギリス・ドイツ無制限など諸外国の制度に準じて、現行の前 3 年ないし 7 年以内を前 10 年以内とする。

8 . 定期同額給与制度等の廃止【要望書項目番号 15】

経済環境が激変するなか、役員報酬を当初の予定どおり支給できなくなることも多々ある。このような環境下では、法人がその役員に支給する報酬及び賞与のうち定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与のいずれにも該当しないものは、損金の額に算入されないとする制度の廃止を求める。

9 . 退職給与引当金の損金算入制度の復活【要望書項目番号 39】

資本金額 1 億円以下の中小会社について、退職給与引当金の損金算入制度を復活させる。社員数の少ない中小企業にとっては、退職金支払債務が每期コンスタントに発生するわけではないので、各事業年度に退職金発生額のばらつきが生じ、損益計算書に大きな影響が生ずる。将来発生する退職金支払いの引当準備と税務会計との調和がとれ、安定した経営が実現する。

以上